

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月31日

柴田町長 滝口 茂

柴田町規則第14号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年柴田町規則第19号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第14条 条例第14条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(19) (略)</p> <p>(20) 職員が夏季において盆等の諸行事を行い、又は心身の健康の維持及び増進若しくは家庭生活の充実を図る場合 1の年の7月から<u>10月まで</u>の期間内において5日（斉一型短時間勤務職員にあつては、5日にその者の1週間の勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た日数とし、不斉一型短時間勤務職員にあつては、その者の1週間の勤務時間を7時間45分で除して得た数を日に換算した日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、当該日数が5日を超える場合は5日）以内で必要と認められる期間</p> <p>(21)～(28) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第14条 条例第14条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(19) (略)</p> <p>(20) 職員が夏季において盆等の諸行事を行い、又は心身の健康の維持及び増進若しくは家庭生活の充実を図る場合 1の年の7月から<u>9月まで</u>の期間内において5日（斉一型短時間勤務職員にあつては、5日にその者の1週間の勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た日数とし、不斉一型短時間勤務職員にあつては、その者の1週間の勤務時間を7時間45分で除して得た数を日に換算した日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、当該日数が5日を超える場合は5日）以内で必要と認められる期間</p> <p>(21)～(28) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。